

地域活性化雇用創造プロジェクト(令和元年度開始分)実施要領

1 趣旨・目的

我が国の雇用情勢は、景気が緩やかに回復する中、着実に改善が進み求人が求職を大幅に上回って推移しており、全ての都道府県で有効求人倍率が1倍を超え、正社員の有効求人倍率も同様となっているところである。

一方、我が国の人口は、平成20年の1億2,808万人をピークに人口減少社会に突入し、20代以下の若者を中心に埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県(以下「東京圏」という。)への転入超過や高齢化の急速な進展等により、労働力不足が一層進展するおそれがある。

そこで、都道府県が、地方版総合戦略等に基づく施策と連動し、今後正社員雇用による雇用拡大が見込まれる産業に属する企業において、地域特性や求職者ニーズ等を踏まえ、若者、女性及び高年齢者も働きやすい良質で安定的な雇用機会を多数創出し、雇用の確保及び職場への定着を支援する事業を提案し、コンテスト方式により選抜された事業を実施する場合に、当該事業に要する経費の一部を補助する「地域活性化雇用創造プロジェクト」(以下「地プロ」という。)を実施する。

2 実施主体

地プロの実施主体は、「平成31年度地域活性化雇用創造プロジェクト募集要項」((以下「募集要項」という。))に基づき、地域活性化雇用創造プロジェクト評価・選定委員会(以下「選定委員会」という。)が選定した事業構想のうち、安定局長が採択した募集要項 1 に定める提出書類(下記8において変更が認められた場合にあっては変更後のものをいう。以下「事業構想書」という。)に基づく事業を実施する都道府県とする。ただし、地プロは、地域の関係者と一体となって実施することが重要であることから、地プロの実施に当たっては、下記3の(3)の協議会を設置し、当該協議会の意思決定を踏まえて、都道府県が策定した地方版総合戦略等に基づく地域の産業政策と一体となって、地域特性や求職者ニーズ等を踏まえた良質で安定的な正社員雇用の創出及び確保を戦略的に実施するものとする。

3 事業構想書に基づく事業の実施

(1) 実施期間

事業構想書に基づく事業(以下「採択事業」という。)の実施期間は、3年間を上限とし、事業構想書に示された期間とする。ただし、各年度における予算の範囲内において地プロを実施するものとする。

なお、下記9に定める特例により、事業構想書の変更を行う場合は、1年度に限り実施期間を延長することができる。

(2) 実施地域

採択事業は、事業構想書で定めている場合を除き、各都道府県の全域で行うものとする。

なお、各都道府県の一部の地域を採択事業の実施地域としても差し支えないが、この場合であっても、地プロ終了後の雇用創出効果が他の地域に波及するよう採択事業を実施すること。

(3) 協議会の設置

都道府県は、採択事業の適切かつ効果的な実施に資するため、次の からの要件を満たす事業構想書に示された協議会を設置して、採択事業を実施する。

なお、都道府県は、協議会の求めに応じ、協議会の下部組織として作業部会等を設置することができるものとする。

業務

協議会は、次のアからオの業務を行う。

ア 採択事業の進捗状況及び政策効果を把握・検証すること。

イ 採択事業の適切かつ効果的な取組み等について、都道府県に提案すること。

ウ 選定委員会等から是正等を求められた採択事業について、審査及び都道府県に対する助言等を行うこと。

エ 下記 の業務を行うこと。

オ 上記アからエによるほか、都道府県からの求めに応じて採択事業の実施に係る提案等を行うこと。

構成員

協議会は、次のアからキのうち、採択事業の実施に係る助言・提案等を行うことができると認める者を都道府県が委嘱する。ただし、アからエに属する者の委嘱は必須とし、キは採択事業に参加する企業に対する政策効果を高める観点から参加を勧奨するものとする。

また、採択事業の適切かつ効果的な実施及び事業成果の普及促進等の観点から、株式会社地域経済活性化支援機構及び経済産業局の担当職員に対して、オブザーバーとして参加を求めること。

ア 都道府県（雇用担当部局、能力開発担当部局及び産業政策担当部局）の
担当官

イ 都道府県労働局の担当官

ウ 大学教授等の学識経験者

エ 事業主団体の役職員

オ 市区町村（雇用担当部局、能力開発担当部局及び産業政策担当部局）の
担当官

カ 労働者団体の役職員

キ 金融機関の役職員

開催回数

協議会は、年1回以上開催するほか、都道府県及び構成員からの求めに応じて随時開催できるものとする。

指定事業主雇用助成メニューの実施

採択事業に参加する事業主（以下「指定事業主」という。）が、「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」（以下「地開金」という。）の特例（地開金の1回目の支給の際に雇入れ1人当たり50万円上乗せ）を活用できることを希望した場合は、協議会は、次のアからウまでの業務を行うものとする。

ア 申請受付

指定事業主から別添様式第1号「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書」の提出を受けた場合は、別添1「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）における地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給の流れ」及び別添2「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給のご案内」により地開金の支給決定までの流れ及び支給要件を説明すること。

イ 要件確認・承認

協議会は、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当していることを確認し、上乗せ助成対象労働者数の承認を行い、別添様式第2号「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書」（以下「地開金通知書」という。）により、指定事業主に通知すること。

(ア) 指定事業主であること。

(イ) 地開金の計画期間（最大18か月以内）が事業構想書の実施機関内であること。

ウ 都道府県労働局への通知

協議会は、承認した指定事業主及び対象労働者数を別添様式第3号「地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主及び上乗せ助成対象労働者数一覧表」にまとめ、上記イの承認通知後速やかに都道府県労働局に送付すること。

(4) 事業構成

採択事業は事業構想書に基づき、新分野への進出等による事業の拡大により、良質で安定的な正社員雇用の創出及び確保を図る取組みを支援する「地域産業活性化コース」と雇用管理改善の指導等を通じて良質で安定的な正社員の雇用機会の拡大及び職場定着の促進を図る取組みを支援する「地域雇用活性化コース」のコースに区分するとともに、各コースにおいて、協議会の設置・運営や調査研究等の採択事業全体の運営に必要な体制整備や情報共有等の取組みを行う「事業推進・基盤整備メニュー」、各コースの目的に合致した事業主を対象とした取組みを行う「事業主向け雇用創造メニュー」・「事業主向け雇用拡大支援メニュー」、各コースの目的に合致した求職者・労働者を対象とした取組みを行う「求職者向け就職支援・人材育成メニュー」、都道府県労働局において支給する地開金の特例を活用した事業主支援を行う「指定事業主雇用助成メニュー」

のメニューに区分して実施するものとする。

(5) 対象業種

採択事業は、事業構想書において指定した業種を対象として行うものとする。

(6) 採択事業の目標

採択事業の実施に当っては、「事業推進・基盤整備メニュー」を除き、事業構想書のうち、「平成31年度地域活性化雇用創造プロジェクト企画提案書（個別票）」に基づき実施する事業（以下「個別事業」という。）毎に設定したアウトプット指標及びアウトカム指標の目標達成に向け事業を展開するものとする。

なお、アウトプット指標・アウトカム指標は、次の又はにそれぞれ該当する指標とする。

アウトプット指標

個別事業により支援を行う対象が、企業の場合は企業数、求職者の場合は求職者数、労働者の場合は労働者数を指標とする。

アウトカム指標

ア 正社員就職者の数

個別事業の利用者のうち、次の(ア)から(イ)に該当する労働者（以下「正社員」という。）として就職した者（以下「正社員就職者」という。）の数を指標とする。

(ア) 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。

(イ) 派遣労働者でないこと。

(ウ) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。

(イ) 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。

なお、正社員就職者には、非正規雇用から正社員へ転換した者及び個別事業の実施による波及効果により正社員として就職した者を含むことも可能であること。

イ 良質な雇用による正社員就職者の数

正社員就職者のうち、次の(ア)又は(イ)に定める要件を満たす労働者（以下「良質な雇用による正社員就職者」）の数を指標とする。

(ア) 令和元年度及び令和2年度

次のaからcまでのいずれにも該当する労働者

a 雇入日又は正社員への転換日から退職日又は地域課が報告を求めた日まで（以下「就労期間」という。）において実際に労働した時間数の1ヶ月当たりの平均が160時間以下となっていること。

b 就労期間において実際に出勤した日数の1ヶ月当たりの平均が19日以下となっていること。

c 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が募集要項に定める都道府県毎の基準額以上の賃金月額となっていること。

< 所定内給与 >

超過労働給与額を除く労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給された現金給与額（所得税、社会保険料などを控除する前の額）とする。

なお、超過労働給与額は、次の1から4のいずれかに該当する給与の額とする。

- 1 時間外勤務手当（所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与）
- 2 深夜勤務手当（深夜の勤務に対して支給される給与）
- 3 休日出勤手当（所定休日の勤務に対して支給される給与）
- 4 宿日直手当（本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与）
- 5 交替手当（臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替勤務給など、労働時間の位置により支給される給与）

(イ) 令和3年度

次のa及びbのいずれにも該当する労働者

- a 就労期間における所定内給与額の1ヶ月当たりの平均が別表「令和元年度地域活性化雇用創造プロジェクトアウトカム指標（平均所定内賃金月額）基準額一覧」に定める都道府県毎の基準額以上の額であること。
- b 月平均所定外労働時間が20時間以下であること。

ウ 正社員就職者の離職率

正社員就職者のうち、雇入日又は正社員への転換日から1年以内に離職した者の数を正社員就職者の数の累計で除したものを指標とする。

4 補助金

(1) 交付申請

都道府県は、採択事業（下記8において変更が認められた事業構想書に基づき実施する個別事業を含む。以下「補助事業」という。）の実施に要する経費について、本要領、募集要項及び「雇用開発支援事業費等補助金（地域活性化雇用創造プロジェクト）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき、厚生労働省職業安定局地域雇用対策課（以下「地域課」という。）を通じて補助金の交付申請を年度毎に行うことができる。

なお、下記8において変更が認められなかった事業構想に基づき実施する個別事業に要する経費については、交付申請を行うことができないこと。

原則として、事業構想書のうち、「平成31年度地域活性化雇用創造プロジェクト経費内訳書」（以下「経費内訳書」という。）を変更して補助金の交付申請を行うことはできないこと。ただし、物価上昇等に伴う単価の変更等の軽微な変更や関係法令の改正等に対応するため、安定局長が必要と認める場合は、事業構想の経費内訳書にコース毎に記載された国庫補助額を上限額として申請できるものとする。

補助金は、コース毎に、補助事業に要した経費の8割（残りの2割は都道府県が負担。）事業構想の経費内訳書にコース毎に記載された国庫補助額かつ上記3の(6)のイの一人当たり、地域産業活性化コースは250万円、地

域雇用活性化コースは 150 万円（中小企業の働き方改革に資する事業を実施する場合：250 万円）を上限として、予算の範囲内において支給することができるものとする。

(2) 補助対象経費

補助金の補助対象経費は、交付要綱に定めるほか、次の 及び としていること。ただし、年度内に費消することのできない経費や、国又は都道府県により別途、補助金、委託費又は助成金等が支給されている経費は除くものとする。

人件費

次のアからオのいずれかに該当する経費以外の経費であって、補助事業の遂行に必要な労働者に支払う労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に基づく賃金及び補助事業に専従させる地方公務員の職員基本給等（以下「賃金」という。）賃金の支払いに伴い法令により支出が義務づけられる社会保険料や健康診断料等、補助事業による支援を受けた企業に支給するその雇用者の賃金に係る助成金を人件費とする。

ア 単価が、業務や職責等に応じて国や地方公共団体等が定める水準に比べて、著しく高額な賃金等の経費（事業構想書で認めた場合を除く。）

イ 労働基準法等の労働関係法令に違反している企業や法人に支払われた賃金等の経費

ウ 給与規程等の賃金等の支出の根拠がない経費

エ 賃金台帳等の賃金等の支出を証する書類がない経費

オ その他事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して地域課が補助対象事業とすることが適当でないとする経費

事業費

上記 及び次のアからスのいずれかに該当する経費以外の補助事業の遂行に必要な経費を事業費とする。ただし、各年度のコース毎の事業費（諸謝金を除く。）が当該コース毎の人件費に諸謝金を加えた額を上回る場合は、人件費に諸謝金を加えた額を超える額は補助対象経費としないこと。

なお、日本国外への販路拡大等の日本国外で行う補助事業は、地域産業活性化コースの事業費（事業推進・基盤整備メニューの実施に要する事業費を除く。）の 1/4 かつ事業主向け雇用創造メニュー又は求職者向け就職支援・人材育成メニューのそれぞれの事業費の 1/2 を超える額は補助対象経費としないこと。

ア 都道府県、市町村及び事業主団体が従来から行っている人材確保・人材育成の取組みの単純な振替えに当たる経費

イ 求職者又は労働者から費用を徴収している事業の経費

ウ 施設等の設置や改修、固定資産の取得に要する経費

エ 取得価格又は効用の増加価格が 50 万円（間接補助事業者においては 30 万円。）を超える財産の取得に要する経費

オ 国家公務員及び地方公務員の旅費（事業に専従させる地方公務員等に係る旅費を除く。）

- カ 求職者又は労働者に直接支出する経費(事業主に交付した助成金等の全額が、求職者又は労働者に支出される場合も含む。)
- キ 飲食に係る経費(都道府県が定める条例等により、旅費に含まれる場合を除く。)
- ク 日本国外における事務所や窓口の設置・運営に要する経費
- ケ 委託契約書等の補助事業に係る経費の支出を証する書類がない経費
- コ 都道府県から個別事業を実施する委託先、間接補助先へ委託費や補助金等を振り込む際の振込手数料及び収入印紙の経費
- サ 職業安定法(昭和23年法律第141号)に定める「職業紹介」に該当する事業の経費
- シ 下記5、7(2)及び8の申請や調査等に要する経費
- ス その他事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して地域課が補助対象事業とすることが適当でないとする経費

5 実施状況報告

都道府県は、地域課の定めるところにより、実施期間の各年度の実績を含む実施状況を報告することとする。

なお、都道府県は、実施状況を報告するに当たり、アウトプット指標及びアウトカム指標の実績の内訳を明らかにできる書類を作成し、保管しておくこと。

また、地域課は、上記のほか、実施期間終了後も含めて、必要に応じて都道府県に対して補助事業の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

6 事業の改善等

上記5の実施状況報告における目標達成状況等に基づき、都道府県は次の(1)又は(2)のとおり、事業の改善等に係る措置を講ずることとする。

なお、都道府県が正当な理由なく、措置を講じない場合は、「雇用開発支援事業費等補助金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱」第16条第1項第3号に規定する「不正、怠慢、その他不適当な行為」に当たるものとみなす。

(1) 目標達成状況に基づく事業の改善

都道府県は、次のアからウまでのいずれかに該当する個別事業について、原則として、見直し又は廃止を選択することとする。

ア 良質な雇用による正社員就職者数の目標について、令和元年度の4月から10月末までの実績が、事業構想書で定める令和元年度に係る目標の80%未満となっている場合。

イ 良質な雇用による正社員就職者数の目標について、令和元年度の4月から令和2年度の10月末までの実績が、事業構想書で定める令和元年度目標に令和2年度目標を加えた数の80%未満となっている場合。

ウ 正社員就職者の離職率に係る目標について、令和元年度の4月から令和2年度の10月末までの実績が、事業構想書で定める目標を下回っている場合。

天災等又は新型コロナウイルス感染症にかかる特例

上記のアからウまでのいずれかに該当する個別事業であって、天災等(災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された都道府県又は同法が適用された地域を含む都道府県のうち、これにより当該年度における個別事業の遂行がやむを得ず困難であったと地域課が認める場合等。以下同じ。)又は新型コロナウイルス感染症の事由(新型コロナウイルス感染症の影響により、当該年度における個別事業の遂行がやむを得ず困難であったと地域課が認める場合。以下同じ。)に該当する場合は、都道府県は、上記により見直し又は廃止を行うことができるほか、翌年度も引き続き当該個別事業を実施できるものとする。

- (2) 都道府県は、会計検査院等から是正措置要求等を受けた場合は、地域課の指示に従い、速やかに必要な措置を講じるものとする。

7 事業の評価

(1) 個別事業の審査・評価

選定委員会は、上記5の報告のほか、上記6の事業の改善を受けて、毎年度、都道府県が行う補助事業について次の から の項目について審査・評価を行い、審査・評価結果について安定局長あてに通知するものとする。

なお、選定委員会において、補助事業を継続して実施することが適当でない又は補助事業の実施方法等を変更する必要があると評価された場合は、地域課は、都道府県に対して事業構想書の変更、補助事業の変更又は廃止等の必要な措置を求めるものとする。

採択事業が適性かつ効果的に実施されているか。

上記6の事業の改善等に係る措置を講ずることとなった個別事業について、必要な要因分析が行われているとともに、適切な見直し又は廃止が行われているか。

天災等又は新型コロナウイルス感染症の事由に該当するか。

その他評価に必要な項目

(2) 補助事業に係る助言・指導等

選定委員会は、上記(1)の評価を行うに当たり、地域課を通じて都道府県に対して、調査・報告を求めることができるほか、必要に応じて助言・指導等を行うことができる。

8 事業構想書の変更・廃止

(1) 変更

都道府県は、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、事業構想書の変更をすることができる。

この場合、次の から までの手続きを経て行うものとする。

ア 上記6、7により個別事業の変更又は廃止をする場合

イ 都道府県の歳出予算が確保できない場合

ウ 下記9により事業内容の変更が必要となる場合

エ 国の歳出予算の成立等に起因して、別添様式第5号「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和元年度開始分）企画提案書変更（廃止）依頼書（以下「変更依頼書」という。）」により、安定局長から個別事業の変更を求められた場合

オ その他選定委員会が認める場合

事業構想書の変更申請

都道府県は、別添様式第4号「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和元年度開始分）企画提案書変更（廃止）申請書（以下「変更申請書」という。）」に事業構想書の変更が必要な根拠を示す書類を添付し、原則として、変更した事業を実施しようとする日の属する月の2か月前までに申請することとする。

選定委員会による審査

選定委員会は、都道府県から事業構想書の変更申請書の提出があった場合は、次のアからオまでの項目について審査を行い、別添様式第7号「地域活性化雇用創造プロジェクト事業継続等審査・評価結果通知書（以下「審査結果通知」という。）」により、安定局長に審査結果を通知する。

なお、審査を行うに当たり、必要に応じ、地域課を通じて都道府県から追加書類の提出や説明を求めることができる。

ア 地プロの趣旨・目的に合致した変更となっているか。

イ 適切な現状把握・分析を踏まえた変更理由となっているか。

ウ 目標達成に向け、実現可能な変更となっているか。

エ 実施期間中に継続して行うことができる変更となっているか。

オ その他の審査に必要な項目。

審査結果の通知

安定局長は、上記による選定委員会の審査結果等を踏まえ、変更の可否を判断し、別添様式第6号「地域活性化雇用創造プロジェクト（令和元年度開始分）変更申請結果通知書（以下「結果通知書」という。）」により、都道府県に対して審査結果を通知するものとする。

(2) 廃止

都道府県は、次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、事業構想書を廃止することができる。

この場合、次の から までの手続きを経て行うものとする。

ア 上記6又は7により、全ての個別事業を廃止する場合

イ 都道府県の歳出予算が確保できない場合

ウ 天災等により事業内容の実施・継続が困難となる場合

エ 国の歳出予算の成立等に起因して、変更依頼書により、安定局長から 全ての個別事業の廃止を求められた場合

オ その他選定委員会が認める場合

事業構想書の廃止申請

都道府県は、変更申請書に事業構想書の廃止が必要な根拠となる書類を添付し、原則として、事業構想書を廃止しようとする日の属する月の2か月前までに、申請することとする。

選定委員会による審査

選定委員会は、都道府県から事業構想書の変更申請書の提出があった場合は、次のア及びイの項目について審査を行い、別添様式第7号「地域活性化雇用創造プロジェクト事業継続等審査・評価結果通知書（以下「審査結果通知」という。）」により、安定局長に審査結果を通知する。

なお、審査を行うに当たり、必要に応じ、地域課を通じて都道府県から追加書類の提出や説明を求めることができる。

ア 廃止する理由が妥当であるか。

イ その他の審査に必要な項目。

審査結果の通知

安定局長は、上記による選定委員会による審査結果等を踏まえ、廃止の可否を判断し、結果通知書により、都道府県に対して審査結果を通知するものとする。

9 激甚災害等からの産業復興が必要な場合の特例

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）が適用された災害（以下「激甚災害」という。）に対して、産業復興と合わせて雇用対策として実施するものと認められる事業について、事業構想書の実施期間内である場合に限り、予算の範囲内において、1年度に限り実施期間を延長することができる。

この場合、上記8に準じた手続を経て行うものとするが、提出期限はこれに関わらず、原則として、激甚災害として指定された日から3ヶ月以内とする。

10 会計事務等

(1) 会計法の規定に準じた手続の実施

事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約（以下「売買契約等」という。）を締結する場合に、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3の規定に準じた手続を行うこと。具体的には、売買契約等を締結する場合に、原則として同法第29条の3第1項に規定する競争に準じて手続を行うこととし、同条第4項又は第5項に規定する随意契約に準じた手続を行う場合には、可能な限り2人以上の者から見積書を徴するとともに、実施理由と相手方の選定理由を明確にする必要があること。

(2) 自動車のリース

原則として、公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、必要最低限の車種と台数に限り利用を認めること。

(3) パソコン・OA機器・電話機等

ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることを原則とし、特段の理由（リースによる利用ができない等）がない限り購入は認めないこと。

(4) 委託における一般管理費等

補助事業において、外部機関へ委託する場合には、委託に係る経費について、具体的な経費の内訳が分かる書類を作成・保存等すること。ただし、一般管理費について、受託業者が民間企業（あくまでも私企業）の場合であって当該企業の社内規定等で本体事業費における一般管理費の割合について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合は、当該一般管理費の経費内訳は不要とすること。

(5) 50万円以上の財産

50万円以上の財産の活用が補助事業実施に必要不可欠な場合は、原則として賃貸借契約とし、次の から により対応すること。

入札の実施や複数業者からの見積書を徴する等により適正な価格をもって契約すること。

委託者と受託者の間で文書又は口頭により委託事業終了後における本件基金事業によらない事業継続の合意があったとみなされる場合は、原則として賃貸借物件の法定耐用年数を賃貸借期間として設定し契約（賃貸借期間を通じて均等払い契約とする）するべきものであり、委託事業終了以後の残債務については受託者等が引き続き負担（委託事業の中止又は委託契約の解除の場合も同様とする）すること。

補助事業による賃貸借契約終了後の所有権移転は、法定耐用年数よりも短い期間で割高の賃貸借料を支払うのみならず、上述の財産取得制限にも抵触することから、厳に慎むこと。

11 文書の保存等

都道府県は、補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間、事業構想に係る書類、実績報告書、契約書等の補助事業の支出を証明する各種会計書類など補助事業の実施に係る文書を保存するとともに、地域課から提出を求められた場合は、速やかに当該書類を提出すること。

また、都道府県においては、委託先や助成金を支給した事業主等の間接補助者等も、都道府県と同様に文書の保存・提出を求めるものとする。

12 事業内容等の公表

地域課は、実施地域ごとの事業の基礎情報（補助金交付金額、事業規模、事業実施内容）アウトカム指標、指標の評価（達成度合いや進捗状況）等を厚生労働省のホームページで公表する。

13 附則

- (1) 地プロの実施に当たっては、本要領、募集要項及び交付要綱のほか、地域課が別に定めるところにより行うこと。

- (2) 本要領の施行日は、平成 31 年 4 月 1 日とすること。
- (3) 本要領の施行前に開始した事業については、なお従前の例によること。
- (4) 令和 3 年 2 月 10 日付け職発 0210 第 1 号「「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」の一部改正について」による改正は、令和 3 年 2 月 10 日から施行する。

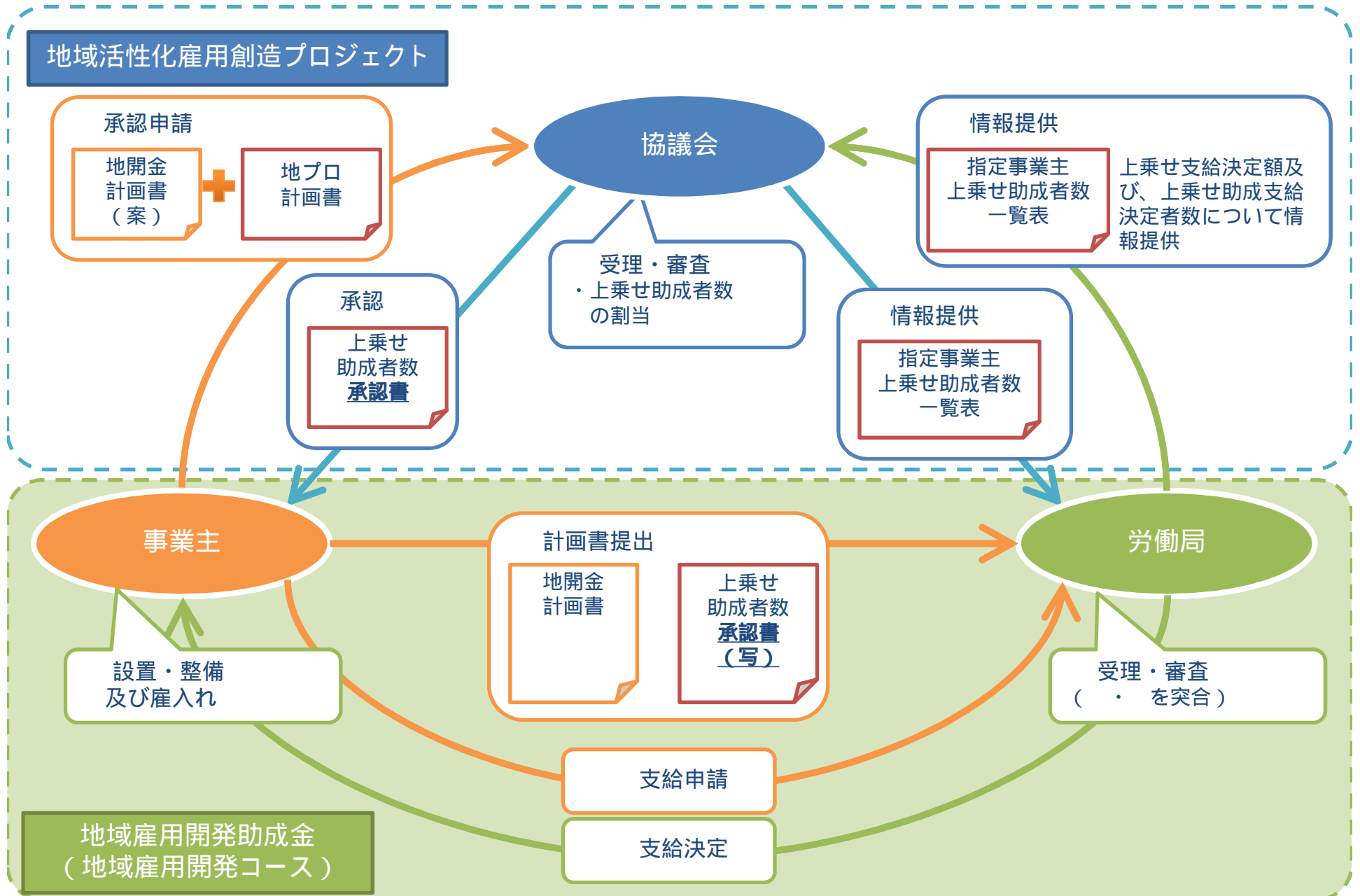
(別表)

令和元年度地域活性化雇用創造プロジェクトアウトカム指標
(平均所定内賃金月額) 基準額一覧

都道府県名	基準額
北海道	200.8 千円
青森	167.7 千円
岩手	176.6 千円
宮城	205.3 千円
秋田	172.1 千円
山形	176.6 千円
福島	187.6 千円
茨城	216.3 千円
栃木	211.9 千円
群馬	207.5 千円
埼玉	216.3 千円
千葉	216.3 千円
東京	264.8 千円
神奈川	245.0 千円
新潟	187.6 千円
富山	196.4 千円
石川	200.8 千円
福井	196.4 千円
山梨	200.8 千円
長野	203.0 千円
岐阜	203.0 千円
静岡	207.5 千円
愛知	233.9 千円
三重	218.5 千円

都道府県名	基準額
滋賀	218.5 千円
京都	216.3 千円
大阪	236.1 千円
兵庫	220.7 千円
奈良	216.3 千円
和歌山	198.6 千円
鳥取	176.6 千円
島根	183.2 千円
岡山	203.0 千円
広島	214.1 千円
山口	200.8 千円
徳島	194.2 千円
香川	194.2 千円
愛媛	185.4 千円
高知	185.4 千円
福岡	205.3 千円
佐賀	176.6 千円
長崎	178.8 千円
熊本	183.2 千円
大分	185.4 千円
宮崎	169.9 千円
鹿児島	181.0 千円
沖縄	174.4 千円

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）における地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給の流れ



地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 地域活性化雇用創造プロジェクトに係る特例支給

のご案内

制度概要

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）は、雇用機会が不足している地域などにおいて雇用機会を創出し、雇用を維持する事業主に対して助成するものです。
地域活性化雇用創造プロジェクト（地プロ）実施地域において支給要件を満たした事業主に対しては、**基本支給額に加え、上乗せ助成者数（2）に50万円を乗じた額を上乗せして支給**します。

支給要件

主な支給要件は以下のとおりです。地プロ実施地域における支給要件は、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件とは一部異なりますのでご注意ください。

なお、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の基本的な支給要件の詳細については「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をご覧ください。

	基本的な支給要件 (手引に記載されている支給要件)	地プロに係る特例支給の要件
計画書の提出		事前に協議会に申請し、承認を得ること
対象事業主	「同意雇用開発促進地域」（1）において事業所の設置・整備を行うこと	「地プロ実施地域」において事業所の設置・整備を行うこと
対象労働者	「同意雇用開発促進地域又は当該同意雇用開発促進地域に隣接する同意雇用開発促進地域」に雇入れ日時時点で居住する求職者	「地プロ実施地域」に雇入れ日時時点で居住する求職者 正社員（無期雇用かつフルタイム）であって、通常の労働者（無期雇用かつフルタイム）と同一の賃金制度を適用するもののみ対象
支給額	基本支給額は48～960万円を1年ごとに最大3回 中小企業の場合、創業の場合に追加助成あり	基本支給額に加え、上乗せ助成者数×50万円を支給（1回目のみ）
完了日	原則、完了届提出日 計画日から完了日までは最長18か月	原則、完了届提出日 計画日から完了日までは最長18か月 地プロ実施期間終了日以降に支給申請する場合は、地プロ実施期間終了日
支給申請期限 (完了届提出期限)	計画日から起算して 20か月を経過する日の前日	地プロ実施期間終了日が平成N年3月31日の場合 平成N-2年10月1日以前 平成N-2年10月2日以後 計画日から起算して 20か月を経過する日の前日 地プロ実施期間終了日から起算して 2か月を経過する日

ご注意ください!

- 支給申請期限までに申請しない場合、基本支給額、上乗せ助成額のいずれも受給できません。
- 地プロ用として提出した計画を、通常地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の計画（同意雇用開発促進地域等）に変更するためには、提出した計画書を取り下げ、新たな計画書を提出する必要があります。

- (1) 同意雇用開発促進地域：対象地域は、厚生労働省HPまたは都道府県労働局に確認してください。
トップページ「分野別の情報」>雇用・労働「雇用」>施策情報「雇用関係助成金」>3.従業員を新たに雇い入れる場合の助成金「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」
- (2) 上乗せ助成者数：完了日の該当年度毎に、雇い入れる対象労働者の総数を上限として協議会が承認します。

地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書

地域活性化雇用創造プロジェクトの実施に伴い下記のとおり、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)における雇入れを行いますので、対象労働者数について承認願います。

(元号) 年 月 日

(地域活性化雇用創造プロジェクト協議会名) 殿

1 申請者	指定事業主	フリガナ 法人(予定)名 (個人事業の場合、屋号名等を記入して下さい) フリガナ 役職・代表者氏名 (役職名は、法人の場合のみ)	印
		事業所の所在(予定)地 〒 - 電話番号 ()	
2 状況	地域雇用開発コースの計画書提出予定年月日 (元号) 年 月 日		
	地域雇用開発コースの計画完了予定年月日 (元号) 年 月 日		
	設置・整備の内容		
	地域活性化雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係		
3 雇入れ計画	雇入れ予定人数	人	

地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認

書・不承認書

平成 年 月 日付けで申請のあった地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画については、下記のとおり、認定します。

(元号) 年 月 日

(指定事業主名) 殿

(地域活性化雇用創造プロジェクト協議会名) 印

承認する 内容	対象労働者数	人	うち上乗せ助成対象労働者数	人	承認年度	平成	年度計画完了分
	地域活性化雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由または実績						
	承認しない理由 申請人数よりも 承認人数が少 ない理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ なし ・ 承認申請が多数に上ったことから調整を行ったため ・ 協議会として認められる上限数を上回ったため ・ 1事業所あたりの上限数を上回るため <p style="text-align: right;">等</p>					

* 地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認申請書の記入について

1 「1 申請者」について

(1) 地域活性化雇用創造プロジェクトの実施主体となる協議会から指定事業主と認められた事業主(代表責任者)(となる予定の者)の氏名を記入して下さい。

2 「2 状況」について

(1) 「地域雇用開発コースの計画書提出予定年月日」欄には、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の計画書を管轄労働局に提出する予定の日(地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の計画日となります)を記載して下さい。

(2) 「地域雇用開発コースの計画完了予定年月日」欄には、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)にかかる計画の完了予定日(完了日・第1回支給申請日となります)を記載して下さい。

(3) 「設置・整備の内容」欄には、地域活性化雇用創造プロジェクトと関係する施設や設備の設置について具体的な内容を記載して下さい。

(4) 「地域活性化雇用創造プロジェクトと設置・整備内容及び雇入れとの関係」欄には、地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加内容及び参加することにより設置・整備及び雇入れを行うこととした状況等、設置・整備及び雇入れの契機が地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加によるものであることを具体的に記載して下さい。

3 「3 雇入れ計画」について

(1) 「雇入れ予定人数」欄には、2の状況により雇入れを行う予定の人数を記載して下さい。なお、地域雇用開発助成金の助成対象となる労働者は雇入れ日時点で当該地域活性化雇用創造プロジェクト実施都道府県に居住する労働者となります。

4 添付書類について

(1) 本申請書を提出する場合は、管轄する労働局に提出する予定の地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の計画書(様式1号)の写しを添付して下さい。

* 地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ及び上乗せ助成対象労働者数承認書・不承認書の記入について

1 「承認する内容」について

(1) 「対象労働者数」欄には、当該雇入れが地域活性化雇用創造プロジェクトにより雇用創出されるものと認められる場合、申請書の「雇入れ予定人数」欄に記載された人数を転記してください。

(2) 「うち上乗せ助成対象労働者数」欄には、協議会の当該計画完了年度の上乗せ助成対象労働者上限数枠内において、当該計画に対し、割り当てた上乗せ助成対象労働者数を記載して下さい。なお、上乗せ助成対象労働者が0の場合、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)のみでの支給はできないため、不承認として下さい。

(3) 「地域活性化雇用創造プロジェクトとの関係が認められる理由及び実績」欄には、設置・整備の内容及び雇入れが地域活性化雇用創造プロジェクトへの参加によるものと認められる理由及び地域活性化雇用創造プロジェクトの参加実績を記載して下さい。

(4) 「承認しない理由・申請人数よりも承認人数が少ない理由」欄には、申請人数どおり認める場合は「なし」、承認しない場合及び申請人数よりも承認人数が少ない場合は「その理由」を記載して下さい。

この申請書及び承認書は、地域活性化雇用創造プロジェクト指定事業主に対し、労働局が地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の支給を行う根拠となるものです。

承認後は、本承認書、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)計画書(地様式第1号)、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)事業所等状況等申立書(地様式第13号)及び事業所の事業概要がわかる資料を、管轄労働局に提出願います。

承認された場合であっても、地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の支給要件を満たさない場合は地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)(雇入れ追加助成を含む)は支給されません。

また、雇い入れられた労働者が地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の対象労働者としての要件を満たさない場合等、上乗せ助成対象者数が承認された人数に満たないこともあります。

承認された人数分が保証されるわけではありませので注意して下さい。

(記載要領)

- ・ 本一覧表は、完了年度毎の上乗せ助成対象者の上限人数を管理するために作成するものです。
- ・ 地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認書を交付した場合は、承認した完了年度毎に本一覧表の から を記載すること。
- ・ は、完了年度における上乗せ助成対象者の上限人数を記載すること。
- ・ は、追記した年月日現在の既承認人数(上乗せ対象者数の合計)を記載すること
- ・ は、 から を引いた残人数を記載すること
- ・ から は、指定事業主から申請のあった「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画申請書」に基づき記載すること
- ・ から は、「地域活性化雇用創造プロジェクト雇入れ計画承認書」により、指定事業主ごとに協議会が承認した人数を記載すること
- ・ 本一覧表に新たに追記がなされた場合は、管轄労働局に本一覧表を翌営業日を目処に送付すること
- ・ 指定事業主が地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)の計画書を管轄労働局に提出する日までに、本一覧表が管轄労働局に送付されていない場合、指定事業主からの地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)計画書は受理できないので注意すること。
- ・ 労働局は、指定事業主から地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)計画書が提出された場合は、本一覧表と突合し、指定事業主であることを確認した上で受理すること
- ・ 労働局は、指定事業主に対し地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)を支給した場合は、 から に記載のうえ、その都度、協議会に送付すること

(別添様式第4号)

地域活性化雇用創造プロジェクト(令和元年度開始分)
企画提案書変更(廃止)申請書

(番 号)
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

(都道府県)知事

(元号) 年 月 日付け(番号)「(元号) 年度地域活性化雇用創造プロジェクト企画提案書」について、下記のとおり変更(廃止)したく申請します。

記

- 1 事業タイトル
- 2 事業の変更(廃止)理由
- 3 変更箇所
変更箇所のみ記載すること。

担当者 (所属)(役職)(氏名)

電 話 : - - (内線)

F A X : - -

E-mail : @ .jp

(別添様式第5号)

職 発 第 号
令 和 年 月 日

(都道府県)知事 殿

厚生労働省職業安定局長

地域活性化雇用創造プロジェクト(令和元年度開始分)
企画提案書変更(廃止)依頼書

(元号) 年 月 日付け(番号)「(元号)年度地域活性化雇用創造プロジェクト企画提案書」により、提案のあった事業構想について、下記により変更(廃止)することとしたので通知する。

記

1 変更(廃止)理由

2 変更(廃止)日

(3 変更箇所)

(別添様式第6号)

職 発 第 号
令 和 年 月 日

(都道府県)知事 殿

厚生労働省職業安定局長

地域活性化雇用創造プロジェクト(令和元年度開始分)
変更申請結果通知書

令和 年 月 日付け(番号)「地域活性化雇用創造プロジェクト(令和元年度開始分)企画提案書変更(廃止)申請書」により、厚生労働大臣あて申請のあった事業構想の変更について、下記のとおりとしたので通知する。

記

申請のあった事業構想の変更を認める。

申請のあった事業構想の一部の変更を認める。

(変更を認める箇所)

(変更を認めない箇所及び理由)

申請のあった事業構想の変更を認めない。

(変更を認めない理由)

(別添様式第7号)

令和 年 月 日

厚生労働省職業安定局長 殿

地域活性化雇用創造プロジェクト評価・選定委員会会長

地域活性化雇用創造プロジェクト事業継続等審査・評価
結果通知書

標記について、「地域活性化雇用創造プロジェクト評価・選定委員会運営要領」第3条第2項、「地域活性化雇用創造プロジェクト実施要領」の8の(1)の及び(2)のに基づき審査・評価等を行ったところ、下記のとおりとなったので通知する。

記

(審査結果)